

平成23年度 第2回神林地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成23年11月16日(水) 15:00～17:00
2. 開催場所 神林支所 3階 第4・5会議室
3. 出席委員 大嶋芳美、佐藤巧、石田フミ、近秀一、小野篤、三浦公平
小池知恵蔵、横山一巳、渡辺優子、小田美千子
4. 欠席委員 鈴木誠兒、佐藤たみ子
5. 出席職員 斎藤神林支所長、相馬政策推進課長
(事務局) 神林支所地域振興課；山田室長、鈴木副参事、田村主査、
斎藤主査、東主査
企画政策室；竹内室長、船山係長
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

平成23年度 第2回神林地区地域審議会次第

日 時：平成23年11月16日（水）15:00～

会 場：神林支所3階第4・5会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮 問

4 議 事

（1）諮問内容について

5 報 告

（1）協働のまちづくりの進捗状況について

6 その他

7 閉 会

会 議 経 過

1．開会（15:00）

事務局； 第2回目の神林地区地域審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。欠席の連絡を鈴木誠児委員、佐藤たみ子委員から受けております。なお、本日は会議後懇親会が予定されています。それではただいまから第2回神林地区地域審議会を開催させていただきます。

2．会長あいさつ

会 長； お忙しい中、また寒い中、お集まりいただきありがとうございます。諸般の事情で会議の開催が遅れておりましたが本日開催させていただきました。

今回は「定住の里づくりアクションプラン」ということで、市からの諮問が行われることになっています。そのことについてみなさんからご意見を頂戴しながら、本日の会議を進めていく予定です。ご協力をよろしく申し上げます。

3．諮問

【神林支所長より会長へ諮問書の手渡し】

4．議事

会 長； 市から諮問を受けました件につきまして議題といたします。

事務局、提案の理由の説明をお願いします。

事務局； 【アクションプラン（素案）について説明】

このアクションプラン素案について、年内に第3回目の審議会を開催し、十分なご議論をされ、第4回目の審議会ですとまとめでいただき、来年の2月までに答申として市長にいただきたいと思っています。

会 長； 事務局の説明のとおり、あと2回の審議会ですと答申することになりますのでご認識をお願いします。それまでのスケジュールは後ほどみなさんにお諮りします。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して、質疑をお願いします。忌憚のないご意見をいただき、内容を充実させた答申としたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

委 員； 定義については、難しい語句にはコメ印などを付けて、その語句の説明を別枠に書いたほうが理解できると思います。例えば、「農商工連携」などです。

次に、3ページの「(1)産業元気プロジェクト 雇用の確保・拡大 (ア)企業の誘致の推進を図る」とありますが、「(ウ)農商工連携や農林漁業の6次産業化に関する」ことを1番目にもってきたほうがよいと思います。地域から雇用を生み出す意気込みを第一にする取り組みでなければならないと思います。

続いて、5ページの「(5)暮らし応援プロジェクト 自然環境の保全」に「新エネルギーの導入」とありますが、村上市は森林資源が豊富な土地で、使い方によっては無尽蔵にある資源だと思っていますので、木質を強調して入れてほしいと思います。以上3点をお願いしたいと思っています。

事務局； 1点目の用語の解説の件ですが、用語の意味がわからないと次への議論も広がらないと思いますので、どなたが見ても理解できるように工夫をしていきたいと思ひます。

2, 3点目の雇用の拡大、エネルギーのことですが、これからの4年間、定住を目指すためにポイントを定めてやろうとしていることをはっきりさせたほうがよいということでのこのアクションプランです。

まだまだ素案ですので、ただいまのようなご意見を多くいただきたくて審議会に諮っていますのでよろしくお祈ひします。

会 長； ほかにありませんか。

委 員； 農商工連携の支援のことですが、具体的な数字を明記することは可能なのでしょうか。昨年までは、800万円の補助金で農商工連携ということで行っていたのですが、今年からは3分の1が商工会の負担でやっています。神林地区の商工会で立ち上げてやっています。

山北地区、朝日地区、荒川地区では、3分の1の補助金を本所で出さなければいけないのですが出せません。

私たちの神林地区では150万円は出せませんということで、全体で500万円くらいの事業しかできませんが、協力いただいてやっています。その時も村上市に対して、150万円を出してほしいとお祈ひしたのですが無理だったのです。

アクションプランに「支援」とありますが、具体的な数字は載せていないので明記できないでしょうか。載せないとおそらくやる人はいないと思ひます。6次産業化にしてもおそらく同じだと思ひます。立派な文言は書いていますが、何の意味もないことだと思ひます。

事務局； 今の意見については情報としてお聞きします。今回は施策の方向性ということですので、具体的な数字を入れる予定はありませんが、こんな仕組みが必要だというご意見をいただければ、そのご意見を反映させた後期の計画を作っていきたいので、地域のご意見として上げていただきたいことが今回のお祈ひです。

委 員； 同じようなことで、平林城跡の草刈りなどの整備ですが、ちゃんとした整備計画書があるのに何十年も行われていません。人が登れる山でないと意味がなく、城跡の活性化も絶対に必要なことなので、具体的な方向付けをお願いします。

事務局； 平林城跡に関しては、旧神林からの引き継ぎの中で進捗がうまくなかったことも受けていて、短期的整備計画で今年度手がけているはずだと思ひます。

具体的なことは後期の計画に出る予定ですし、今年度の予算にも入っていたと思ひます。

委 員； 立木を切ることから始まると思ひますが、なかなか進んでいません。

事務局； 国の補助制度が従来は、国が2分の1、県と市が4分の1でしたが、何年か前から県が予算を出さなくなったため、村上天跡も同じですが進捗度が遅くなっているのは事実です。

平林城跡がとても大事なものだとはよくわかりますので、7ページの神林地区の最初に「地域資源を活かした地域の活性化」を載せさせていただいています。このことも答申としてまとめていただければと思ひます。

会 長； ほかにありませんか。

委 員； アクションプランということですので、今まで取り組んできたもののさらなる強化と、取り組んできたけれどもうまくいっていなかったもので、今度は新しい取り組みの二つがあると思います。

4 ページに「健やか・子育て応援プロジェクト」がありますが、「健康づくりの推進」の（ア）で運動を積極的に取り入れていこう、（イ）では食育による健康づくりとなっていますが、実は村上地域食育推進ネットワークというものがあって、これからの健康づくりは総合的に運動と食育の相乗効果で取り組んでいこうという動きをすでにしています。そこで方向性としては、（ア）と（イ）はもちろんです。運動と食育を連携して相乗効果でやっていこうという項目があってもよいと思います。

会 長； ほかにご意見はありませんか。

委 員； 同じ「健やか・子育て応援プロジェクト」のところで、（イ）に地産地消とありますが、今まで行政のほうで給食関係の事務局をしていたのだと思うのですが、野菜市のほうでも給食に食材を出すチームがあり食材を出しています。その事務局を行政のほうに引かれるということですが、今のところ農協で代わってやってくれているのですが、ずっとはできないと言っています。アクションプランでは、地産地消で健康づくりとうたいながら、学校の子どもたちのことから手を引こうとしているのはどういうことなのか、どう解釈してよいのかと思っていました。

委 員； それに関係することですが、今日のお昼に教育課の方から12月の学校給食の野菜の納入の種類の問い合わせがありました。今までは農協からだったので、今度は教育課になったのだなと思いました。

事務局； 認識不足で申し訳ありませんが、今までは地場産の野菜の発注は教育課でやっていたということですか。

委 員； はい。

事務局； それを教育課から手を離れるということですか。でも、今日は教育課から問い合わせがあったということですよ。

委 員； 今は農協でやってくれているのですが、ずっとはできないということなので、そうすればこれからは事務局をどこでやることになるのでしょうか。

事務局； 神林地区で農協と教育課でどのようにやっているのかわかりませんが、先ほど発言のあった健康と食育の連携の相乗効果もそうですし、食育の部門での地産地消の教育のあり方も、今日こうですとは言えないので申し訳ありませんが、こうあるべきだというご意見を次回までにご提案いただければと思いますし、こちらでも担当に話を聞いてご回答できればと思います。

支所長； ただいまの件ですが、教育事務所に確認しますのでしばらくお待ちください。

会 長； 健康づくりの運動と食育のご意見への回答はどうでしょうか。

事務局； 大変すばらしいご意見ありがとうございました。

委 員； ここに書かれていることは今までやっていたことなので、それを併せることでさらに効果が出るのかなと思いました。

事務局； 相乗連携までは頭に浮かびませんでした。非常に貴重なご意見ですので、今後
に活かしていきたいと思えます。またありましたらご提言いただければ願います。

委員； 運動と食育の相乗効果の取り組みに加えて、生きがいがないければ何にもならない
と思えます。食と運動と生きがいの三つがないければ健やかにはなっていない
と思えます。

委員； アクションプランなので、今まで個々にやっていたものを併せてやらないと意
味がないと思えます。

委員； もう一つ、私が気にかかる言葉が地産地消ですが、ここで採れる野菜は遠くま
で出荷されているでしょうし、アクションプランに地産地消という言葉を入れて
よいのか、ここで採れたものがよそでも食べられている訳だし、ここで食べられ
ているものも半分以上はよそから来たものだと思うし、その辺をしっかりと認識
しておかなければいけないと思えます。

会長； 確かに言葉はイメージを作ってしまうので、その辺の怖さがあるので慎重に選
ばなければいけないところがあります。

ほかにありますか。

委員； 空き屋の活用について4件ほど事例が出始めているということですが、その条
件的なもの、反社会的な人が来られると地域のコミュニティが崩れてしまいかね
ないので、その辺の配慮はどう考えているのか教えてください。

事務局； 委員の言われるとおり、地域に入ってきて、溶け込めなければ意味がありませ
ん。配慮とまで言えるかわかりませんが、他市の空き家バンクと圧倒的に違うの
は、空き家の所有者がどのような方か、集落の行事から人足、区費まで区長さん
に整理してもらってその情報をいただいています。ホームページに載せる前から
内容を相談して載せるようにしています。この条件を承知の上で覚悟して来てく
ださいということにしています。委員が心配している部分までは足りていないか
も知れませんが今はそういう方法をとっています。

会長； ほかにどうでしょうか。

委員； 公共交通体系整備の実証運行の件ですが、これについてはすでに始まっていて
使ってみようかというお年寄りもいます。またせっかくあっても使えないお年寄
りもいます。それは時間に間に合わない人です。午後の時間もあつたらよいとい
う意見です。今は検証なので今後使いやすくなっていくとは思いますが、みなさ
んからありがたく思えていただけるよう配慮をしてほしいと思えます。

事務局； 今日直接の担当が来ていませんので、多少のずれがあるかもしれませんが、
この実証運行を10月から始めました。神林地区と荒川地区ではやり方が違います
し、荒川地区と隣接している胎内市とも違います。距離によっては料金が高くな
る、またルートも今は公共機関を中心に運行していますが、別の場所も回ってほ
しいなどさまざまな要望も来ているようです。荒川地区は予約型ですが、神林は
病院から自宅までの決まった時間に出発する乗り合い型です。

来年3月までの実証期間ですが、場合によっては途中での見直しを考えなければ
ならないこともあるかもしれません。朝日地区では何もしていませんので、ス

クールバスを利用するなどの要望や意見をたくさんいただいているようです。いろいろなことを検証しながら、いちばん根付く方法を探っていかなければならないと思っています。平成25年以降になります、公共交通体系の整備はとても大事なことです。プロジェクトの中に入れさせていただきましたので、ただいまのようなご意見もいただければと思いますのでよろしくお願いします。

また、先ほど補助金に対してのご意見もありました。市では補助金を出すルールが決まっていますし、限られた予算ですので、すべての要望にこたえられる余裕はありませんが、精査していく中で特に大事だと思われるものには、枠を広げても補助ができるような決まりもこれから作っていかねばならないと思っています。

例えば、産業の活性化の補助金は3割補助のルールを変えました。また、企業が設備投資をした場合などで市の規定に合致すれば、翌年からの固定資産税3年間免除するものです。手直しはしましたが、これでよいのかは状況を見ながら整理していく必要があると思います。

委員； 高齢者介護、お年寄りがお年寄りを介護する世の中です。今は、2級、3級、4級と介護の資格がありますが、4級の介護の資格を持っている人を県、村上市で調べたのですがいませんでした。報酬をもらえる資格ではありません。

よその県では、8,000人の人口で500人資格を持っているところがあるとテレビ番組で見ました。これからお年寄りはもっと増えていくわけですから、その資格を持っている人が介護をしてくれれば安心してお任せできると思います。3日間くらい講習を受ければ資格がもらえるらしいのですが、講習を実施しているところが村上市にはありません。そういったこともプロジェクトの中に文言を入れてもらえればと思って発言しました。

会長； 委員のみなさんをお願いしますが、発言、意見の前に資料のどこのことを言っていたかから発言をお願いします。そうすれば資料をすぐ見られますのでよろしくお願いします。

支所長； 会長、先ほどの学校給食の関係を教育事務所で確認しましたので報告します。

会長； お願いします。

事務局； 学校給食と野菜市の事務局のやり取りについて報告します。この事務局の仕事内容は、最初に生産者から野菜のリストをもらい、次にそのリストを学校の担当者に渡します。そして、学校から発注のリストをもらいます。そのリストを生産者に渡して納入してもらいます。最後にお金の支払いをする事務だそうです。

その事務を最初は農協がやっていたそうで、野菜を売るということから始まったそうです。しかし、人員が少なくなってきたことと、地元の食材を給食に使うことになったので、その頃から当時の村（教育事務所）で事務局をやるようになり、現在も教育事務所でやっているそうです。しかし人員が減ってできなくなってきたので、現状は教育事務所と農協で協力してやっているそうです。事務局が離れたようで離れていない状況だそうです。そのため、やめたはずなのに電話が来たというのは、まだ両方でやっているからですので、ご理解をお願いします。

委員； これからもこのやり方で行くということでしょうか。

事務局； そこまでは確認できませんでした。

会 長； ほかにありませんか。

委 員； 4ページの「空き家の活用」に関してですが、今日支所から一覧表が届きました。空き家の所有者から、売るあるいは貸す意思があるのか確認をとったほうがよいと思います。区長からの確認は容易ではないので、市から文書を発送して確認していただければと思います。

事務局； 区長さんに出した一覧は、調査にご苦労かけましたので、お礼と現状をお知らせしたものです。今ほどのご意見ですが、内部でもアンケートや希望調査を行うか検討しました。

まず、空き家バンクの立ち上げを優先していく中で、お盆やお正月に帰ってくるところは除きました。1年を通して不在のところ、市職員が実際に空き家を確認して選定し、その集落の区長さんとも相談して候補といたしました。その上で、所有者にお話をして同意を得られた家をバンクに載せているのが現状です。

これからは市から声をかけるのではなくて、所有者からの申し出を待ちたいと思っています。市からお願いしていくと、強制的にさせられたという誤解を招きかねないので、市から声をかけていく予定はありませんが、それでも申し出がない場合は、区長さんのご意見も参考にして考えていきたいと思っています。

会 長； ほかにございませんか。

委 員； 6ページの「安全・安心のまちづくり（ア）災害時における万全な体制を目指す必要」がありますが、この前JA女性部では消防署の依頼で、女性防火クラブを立ち上げました。集落で防災訓練があったときに、消防団の人にひとり暮らしをしている人に声かけをするようお願いしたのですが、どこに住んでいるのか全然わからない話でした。それは、各集落でリストを作っておけばよいのですが、女性のほうがそういうことはわかっていることが多いので各集落にそういう組織があれば、いざという時に役に立ち心強いと思います。

事務局； ありがとうございます。ただいまのご意見は、集落にあります自主防災組織がまかなえればいちばんよいのかと思います。

神林は、11月現在40集落のうち29集落に自主防災組織があります。自主防災組織で大事なのは、いざという時にどこに逃げるといふ周知はもちろんですが、集落内のネットワークがいちばん大切だと思いますので、自主防災組織の中で取り組んでいただきたいと思います。

高齢者世帯の把握は大事なことですが、個人情報関係もありますので、難しい部分もあります。その情報は、介護高齢課のほうでリストを作っていて民生委員さんか区長さんへ渡っているかと思います。いざという時にすぐ動けるのは、自主防災組織なので結成しやすいようにと載せさせていただきましたのでよろしくをお願いします。

委 員； 今の話ですが、私は民生委員をやらせていただいています。災害時要援護者のリストですが、区長さんと民生委員が持っていますが、個人情報保護法の絡みがあって公にできません。本来であれば地域の人にわかってもらっていただければよいのですが、いざという時にしか公開できません。自主防災組織との間でよい対応の方法がないのか、いつも話題になっていますが先に進まないのが現状です。

委員； 矛盾していると思います。実は私の集落では観光マップも兼ねていますが、防災マップを作っています。そこに要介護者の名前を入れて担当者に把握をしてもらおうとしているのですが、それは駄目ですという文書が市からきています。正直本当に駄目なのか聞きたいと思っていました。

事務局； おそらくですが、やはり役所から出した文書は規制がかかると思いますが、自主防災組織の中での集落内の情報ならよいと思われます。

会長； それでは、アクションプランでまだ意見がありましたらお願いします。

委員； 市民協働のまちづくりの指針が平成21年11月に出されていますが、やっと今動き始めています。平成24年度以降については遅れないようにやってもらいたいと思います。

もう一つは、まちづくりの指針の9ページに「協働のまちづくりの効果」が載っています。お聞きしたいのは、私の集落ではコミュニティ活動が活発になってきて、集落の市の職員は積極的に協力してもらっています。指針に載っているのに、ほかの市の職員が集落などのボランティア活動に参加していないのではないかと考えているので、市全体の職員がどの程度集落行事に参加しているのか、調査して教えてほしいと思います。

事務局； 今の内容は、担当が自治振興課ですので伝えておきます。

委員； わからなかったらそれでもよいので、来年は市の職員がボランティア活動に積極的に出てくれるようになればよいのでお願いします。

会長； 5ページの「(4)人づくりプロジェクト」についてですが、奨学金制度を利用した場合は、卒業後は必ず村上に戻らなければいけないというような条件というものはいくつありますか。

事務局； 市報の11月1日号に掲載しております。人数は書いていませんが、現在の利用者が、平成22年度末現在、全体で161名、大学生111名、短大10名、専門学校40名です。制度的なものは市報に掲載させていただいていますが、所得制限はじめ制限は何もありません。無利息で、償還が10年ですが最初の年は免除となっています。他市にはない制度であります。

会長； 人数制限はありませんか。

事務局； 基本的にはありませんが、基金のある限りです。

会長； この制度を利用した卒業生は出ていますか。

事務局； 新市となって利用された方の卒業生は出ていませんが、旧山北町、旧村上市であった制度を引き継いでいますので、旧市町で利用した卒業生はおります。償還だけは、現在の制度に沿っていただいています。あと条件はあるのかというご質問ですが何もありません。

会長； もう一つ、郷育会議がありますが、この先継続してやっていくのでしょうか。

事務局； 教育基本計画の位置付けがありますが、やめる予定はありません。

会長； ほかにございませんか。

ないようですので、諮問内容について今回はこれで終わります。次回もご意見等をいただいて、審議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

5. 報告

会 長； 市民協働のまちづくりについて、事務局から報告をお願いします。

事務局； それでは、資料2から5をご覧ください。

【市民協働のまちづくりについての報告】

【各地域担当者より、各地域の進捗状況及びこれからの予定の報告】

会 長； 報告されたとおりの進捗状況ですが、この時点で聞きたいことはありますか。

委 員； ぜひがんばってやっていただきたい。

会 長； 各地域で新聞を発行されていますが、手にした時にこれはよいと思ったのですが、自治振興室のみなさんで相談して作られたのですか。

事務局； そうです。もっと見やすいもの、とにかく見てもらえるように工夫して発行していきたいと思えますし、次回からは地域話題をメインにもっていきたくと思っています。また、アンケート調査の結果が出ていますので、それをみなさんにもお伝えしたいと思えますが、小さい新聞ですので、どのように伝えていくかは各準備会で決めていきたいと思えます。

会 長； 意思を統一する上でも、今何をやろうとしているのかを伝えるためにもよいことだと思えます。大変ご苦労ですがよろしくをお願いします。

事務局； この市民協働のまちづくりに取り組むにあたりまして、審議会からの意見書を平成22年度にいただいています。意見書の中に、取り組みにあたっては、「各種団体といっしょに取り組んでいくこと。」となっていますが、準備会でどのように取り組んでいったらよいか話し合っているところです。各種団体との関わりについては、いろいろな段階を踏んでいきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

会 長； 委員のみなさん、よろしいでしょうか。

一 同； 異議なし。

6. その他

事務局； 次回の開催日を決めていただきたいと思えます。

当初、会長さんと打ち合わせた時は1月のつもりだったのですが、先ほど本庁から年内にとの要望がありましたので、お忙しい中恐縮ですが年内にお願いしたいと思えます。

会 長； ほかの地域も一緒に開催しているのでしょうか。神林だけ遅れているのでしょうか。

事務局； いいえ。各地域一緒です。

会 長； 年内にもう1回。2月に答申ということですが、委員のみなさんいかがでしょうか。

一 同； 異議なし。

【調整の結果、12月19日（月）午後1時30分からに決定】

会 長； それでは、これで終了します。ありがとうございました。

7 閉会（17:00）